

平成 21 年 2 月 12 日

各 位

会 社 名 ハイブリッド・サービス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 鳴海 輝正
(JASDAQ・コード 2743)
問 合 せ 先
役職・氏名 取締役経営企画部長 田淵 幸男
電 話 03-3512-2813

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年2月12日開催の取締役会において、平成21年3月27日開催予定の当社第23期定時株主総会において、下記のとおり「定款一部変更の件」に関する議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 今後の当社の多様な事業展開に備えるため、目的事項の追加を行うものであります。(変更案第 2 条)
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改定する法律」(平成 16 年法律第 88 号) が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと(いわゆる「株券の電子化」といいます。)から、これに対応するため、株券の存在を前提とした規定の削除(現行第 7 条)及びその他所要の変更を行うものであります。(変更案第 8 条)また、本変更に係る経過的な措置を定めるため、附則を設けるものであります。(変更案附則第 1 条から第 2 条)
- (3) その他、条文の削除に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催予定日	平成 21 年 3 月 27 日 (金)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 3 月 27 日 (金)

以 上

【別紙】

定款変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. ～3. (各号省略)	1. ～3. (現行どおり)
4. 食料品、日用品雑貨、清涼飲料水、衣料品、 <u>家庭用電気機器</u> の販売及び輸出入	4. 食料品、日用品雑貨、清涼飲料水、衣料品の販売及び輸出入
5. (省略) (新設)	5. (現行どおり)
6. インターネットを利用した上記商品の販売	6. <u>電気機器、照明機器の仕入及び販売ならびに電気工事</u> (11へ移設)
7. フランチャイズチェーンシステムによる事務機器、日用品雑貨の販売店、代理店の経営	(12へ移設)
8. コンピュータ・ソフトウェアの開発、製作及び販売	7. コンピュータ・ソフトウェアの開発、製作及び販売 (13へ移設)
9. インターネットシステムに関するコンサルタント業	8. 金型の企画・設計、仕入及び販売
10. 金型の企画・設計、仕入及び販売 (新設)	9. <u>肥料、飼料及びそれらの原料ならびに農畜産物の仕入及び販売</u>
(新設)	10. <u>販売促進に係る事業の企画、製作、販売及び輸出入</u>
(6より移設)	11. インターネットを利用した上記商品の販売
(7より移設)	12. フランチャイズチェーンシステムによる事務機器、日用品雑貨の販売店、代理店の経営
(9より移設)	13. インターネットシステムに関するコンサルタント業
11. 事務機消耗品のリサイクル業	14. 事務機消耗品のリサイクル業
12. 前各号に付帯する一切の業務	15. 前各号に付帯する一切の業務
第2章 株式	第2章 株式
(株券の発行)	
第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。	(削除)
(自己の株式の取得)	(自己の株式の取得)
第8条 (条文省略)	第7条 (現行どおり)
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。	第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。
2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。	2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

現 行 定 款	変 更 案
<p>3 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u>の作成ならびに備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを扱わない。</p> <p>(株式取扱規則) 第<u>10</u>条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>3 当社の株主名簿<u>及び新株予約権原簿</u>の作成ならびに備置きその他の株主名簿<u>及び新株予約権原簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを扱わない。</p> <p>(株式取扱規則) 第<u>9</u>条 (現行どおり)</p> <p>(以下、条数を繰り上げる)</p> <p><u>附則</u> 第<u>1</u>条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>第<u>2</u>条 <u>前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条及び本条を削除する。</u></p>

以 上